



環政第1176号
令和5年1月24日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



令和3年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書について

令和4年11月2日付け府開空整第53号及び阪空整第36号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第49条第2項において読み替えて準用する第39条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。



環政第1176号
令和5年1月24日

国土交通省大阪航空局長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



令和3年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書について

令和4年11月2日付け府開空整第53号及び阪空整第36号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第49条第2項において読み替えて準用する第39条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

令和3年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書に対する環境保全措置要求

1 マクロベントス、底質について

局所的な SPSS の増加がみられる St. 2においては、埋立地の存在時以降に確認された種類数及び個体数は工事前の変動範囲を満たしておらず、令和3年度夏季及び冬季調査結果において確認された節足動物門は1個体のみであった。その要因は SPSS の増加などの砂面変動の変化である可能性があり、今後生物相が変化することも考えられる。

については St. 2におけるマクロベントスの種類数及び個体数の減少と SPSS の増加との関連性について考察するとともに、砂面変動の変化によるマクロベントスの種類数及び個体数の変動と底質環境が定常状態であるか再度検討すること。

2 海草藻場、カサノリ類について

閉鎖性海域の海草藻場及びカサノリ類は順応的管理を行うとし、包括的目標を海草藻場は、「閉鎖性海域において、面積もしくは被度が維持/増加すること」、カサノリ類は「閉鎖性海域において、継続的に分布が確認される場所がみられること」としている。事後調査の結果、海草藻場の生育域（面積）は、概ね工事前の変動範囲内であり、存在時の変動は概ね横ばいであったこと、カサノリ類は、閉鎖性海域で継続的に分布が確認されていること等から、埋立地の存在時の環境状態は定常状態であるとしている。

しかしながら、海草藻場においては被度の回復がみられず、カサノリ類においては閉鎖性海域において生育面積が工事前の変動範囲を大きく下回っている。については、以下の事項について対応すること。

- (1) 海草藻場の被度及びカサノリ類の生育面積が回復しないことについて、埋立地の存在の影響を考察すること。その結果、埋立地の存在の影響が考えられた場合は、環境保全措置を検討・実施すること。さらに埋立地の存在時以降の海草藻場及びカサノリ類の生育環境が定常状態であるか再度検討すること。
- (2) 海草藻場及びカサノリ類については、これまでの環境監視調査結果及び当該調査結果に基づき那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会で検討した結果をとりまとめ、順応的管理が海草藻場及びカサノリ類の生育環境を適切に保全・管理できるものであったか、その効果を検証し評価すると共に、当該調査終了後に海草藻場及びカサノリ類の生育環境が定常状態を維持することができるか考察すること。

3 クビレミドロについて

クビレミドロの被度 1 %以上の生育面積が大きく減少した平成 27 年から平成 30 年について、埋立工事のほか、航路浚渫工事や土砂撤去工事が行われていることによる影響について考察し、浮泥の堆積がクビレミドロの被度の低下の要因の一つであるとしている。しかし、令和 2 年 4 月以降の被度 1 %以上の生育面積の減少については具体的な考察をしないままその要因を自然変動の範囲としている。

については、令和 2 年 4 月以降クビレミドロの被度 1 %以上の生育面積が減少した要因を考察するとともに、埋立地の存在時以降におけるクビレミドロの被度の変動が定常状態であるか再度検討すること。